

公安委員会

説明資料No.

1

平成29年度会計監査実施計画

について

平成29年3月2日

会計課

(略)

1 主な特徴点

(1) 利殖勧誘事犯

○ 利殖勧誘事犯は24事件を検挙。過去10年の検挙事件数の推移を3年移動平均で見ると、平成25年までは増加傾向であったが、以降は減少傾向。 資料1

○ 類型別にみると、ファンドに関連した事犯の検挙が9事件(37.5%)、被害額が約215億円(55.3%)と共に最多。 資料2・3

(2) 特定商取引等事犯

○ 特定商取引等事犯は131事件を検挙。過去10年の検挙事件数の推移を3年移動平均で見ると、おおむね横ばいで推移。 資料4

○ 類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が111件(84.7%)、被害額が約56億円(89.8%)と大半を占める。 資料5・6

(3) ヤミ金融事犯

○ ヤミ金融事犯は528事件を検挙。無登録・高金利事犯の検挙事件数が減少傾向にある一方で、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向。 資料7

(4) 営業秘密侵害事犯

○ 営業秘密侵害事犯は18事件を検挙し、増加傾向。 資料8

○ 営業秘密侵害事犯に関する相談は35件を受理し、増加傾向。 資料9

(5) その他の事犯

○ 産地偽装等の食の安全に係る事犯は32事件を検挙。過去10年間の検挙事件数をみると、平成23年以降おおむね横ばいで推移。 資料10

○ 象牙取引に係る事犯については6事件を検挙し、増加傾向。 資料11

○ 無人航空機に係る航空法違反については36事件を検挙。

2 今後の取組

○ 悪質商法等の被害拡大防止のため、都道府県警察に対するきめ細やかな指導と、各種教養等による捜査員の捜査能力の向上を図ることにより、早期事件化を推進。また、各種犯行助長サービス対策の更なる推進。

○ 関係機関との悪質商法事犯に係る相談情報等の共有による事案の早期把握。

○ 各都道府県警察が指定する営業秘密保護対策官を中心とした、企業への営業秘密侵害事犯に関する相談の働きかけの継続的实施。

○ 関係省庁と連携し、無登録の象牙の売買等を行う悪質な業者等の検挙を推進。

1 調査の概要

- (1) 実施主体 内閣府
- (2) 調査時期 平成29年1月12日から1月22日までの間
- (3) 調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人
※ 有効回収数(率) 1,878人(62.6%)
- (4) 調査目的 特殊詐欺に関する国民の意識を調査し、今後の被害防止対策の参考とする。

2 調査結果の概要(※ (2)アを除き複数回答)

(1) 手口別認知度

オレオレ詐欺(97.8%)、還付金等詐欺(78.8%)及び架空請求詐欺(78.5%)は高いが、一方、金融商品取引名目の詐欺(45.2%)、融資保証金詐欺(39.2%)等は低い。

(2) 被害に対する意識

ア 「自分は被害にあわないと思う(どちらかといえば含む)」が全体で8割(70歳以上の5割が「自分は被害にあわないと思う」と回答)。

イ 自分は被害にあわないと思う理由については、「知らない電話に出ない」、「だまされない自信がある」、「いつも誰かに相談する」が多い。60歳代及び70歳以上では「だまされない自信がある」の割合が高く、一方、「いつも誰かに相談する」の割合は低い。

(3) 被害防止対策を行ってみたい、又は既に行っているもの

全体では「ナンバーディスプレイ機能の活用」、「新聞などからの最新の手口に関する情報収集」、「非通知電話拒否の設定」が多い。「いずれもない」の割合は、70歳以上が最も高い。

(4) 被害防止対策に関する要望等

ア 「警察や自治体などに力を入れてほしいこと」としては、「犯人の検挙」、「犯行ツール対策」、「継続的な情報発信」の順に多い。

イ 「警察や自治体などから得たい情報」としては、「最新の手口に関する情報」、「居住する地域での発生状況」、「被害にあわないための方策に関する情報」の順に多い。

ウ 「希望する情報提供の手段」としては、全体では「テレビ・ラジオの広報」、「新聞・雑誌の広報」、「広報紙への掲載」の順に多く、「メール等による発信」は年齢が高くなるほど少なくなっている。

3 調査結果の公表

3月11日(土)午後5時に公表予定(報道解禁)

4 今後の取組

本調査結果を踏まえ、高齢者及びその家族等に対する広報啓発を始めとする未然防止対策を更に強化していく。

1 犯罪収益移転防止法の改正（年次報告書第2章（21頁、22頁））

仮想通貨交換業者を特定事業者に追加

2 特定事業者等に向けた取組等（年次報告書第3章（30頁～35頁））

- 金融機関を対象に「疑わしい取引の届出」研修会を全国12箇所で開催
- 「犯罪収益移転危険度調査書」をウェブサイト等で公表
- 特定事業者に対する報告徴収9件、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述8件を実施

3 疑わしい取引の届出とその活用状況（年次報告書第4章（38頁～43頁））

- 疑わしい取引の届出受理・提供件数（いずれも過去最多）

区分\年別	平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
受理件数	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091
提供件数	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836	281,475	296,501	348,778	435,055	443,705

※ 提供件数には、現に捜査中等の理由で提供を保留していた情報を再評価の上改めて提供した件数を含む。

- 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

区分\年別	平成24	25	26	27	28
端緒事件数	886	962	1,001	1,096	1,091

- 捜査に活用された疑わしい取引に関する情報数（過去最多）

区分\年別	平成24	25	26	27	28
情報数	188,321	193,844	243,476	265,346	284,914

4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（年次報告書第5章（46頁～49頁））

区分\年別	平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数	184	185	236	214	251	249	282	300	389	388

※ 数値は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の各検挙事件数を加えたもの。

5 外国FIUとの情報交換（年次報告書第6章（61頁、62頁））

外国FIUとの間で292件の情報交換を実施、新たに8か国と情報交換枠組みを設定（28年末現在、合計94の国・地域との間で設定）

なお、今後、疑わしい取引に関する情報の更なる効果的な活用の在り方を検討するとともに、FATF第4次対日相互審査（31年）に向けた統計データの収集・整理等を進めていく。